

第4版はしがき

2009年4月に本書の初版が、その後、2014年2月、2019年9月にそれぞれ第2版、第3版が出版された。第3版校了後も多くの法令等の改正が行われ、修正・加筆が必要な箇所も多くなり、数年前に改訂作業を開始した。当初はもう少し早く出版する予定であったが、実務上重要な公開買付けと大量保有報告に関する法令・ガイドラインの改正（2026年5月1日施行）についてもすべて反映すべきだと考えて、このタイミングに出版することになった。

金融商品取引法および関連する政府令は、上記のとおり、頻繁に改正されている。前の版の後に公開買付け・大量保有報告に加え、業者規制、発行開示、継続開示規制、インサイダー取引規制などについても幅広く実質的な改正がなされており、本書ではこれらを反映させている。

今回も本書は非常に大部になってしまったが、実務で使用していただく際に有益と思われる項目については相応のページを割かざるをえないことを御理解賜りたい。

今版も長島・大野・常松法律事務所において金融商品取引法について日頃アドバイスしている経験豊かな弁護士が執筆にあたり、小西真機と清水啓子が取りまとめを行った。

読者の方々に有用な実務書となるように努めたつもりであるが、皆様から叱咤激励をいただき、今後も改善・アップデートをしていきたいと思っている。しかし、大部な書物であることから、短期間で改訂をすることは困難であり、この第4版も従来の版同様数年間はご利用いただきたいと願っている。

本書刊行にあたり、株式会社商事法務の辻有里香氏、宮尾悠子氏および吉野祥子氏から多大なご支援とご尽力を賜った。ここに改めて御礼申し上げる。

2026年2月

執筆者を代表して

長島・大野・常松法律事務所
弁護士 石塚 洋之

(8)

目 次

第4版はしがき・(1)

第3版はしがき・(2)

第2版はしがき・(4)

はしがき・(6)

凡 例・(43)

第 1 編 総 則 1

第 1 章 金商法の目的・改正の経緯等2

- ❖ 第 1 節 ❖ 金商法の規制範囲・他法との関係 / 2
- ❖ 第 2 節 ❖ 法律・政令・内閣府令の構成 / 3
 - 1 政 令・3
 - 2 内閣府令・3
- ❖ 第 3 節 ❖ 法の目的とその意義 / 6
- ❖ 第 4 節 ❖ 改正の経緯 / 7
 - 1 証取法・投信法・旧投資顧問業法・旧外証法・旧金先法の制定・7
 - 2 証取法の改正・8
 - 3 金商法に至る改正とその後の改正・10

第 2 章 有価証券の定義14

- ❖ 第1節 ❖ 有価証券に該当した場合の効果 / 14
 - 1 有価証券の定義・14
 - 2 ペーパーレス化と第一項有価証券・16
 - 3 発行者および発行時期・17
- ❖ 第2節 ❖ 伝統的な有価証券（第一項有価証券） / 18
 - 1 国 債・18
 - 2 地 方 債・18
 - 3 特別の法律により法人の発行する債券・18
 - 4 資産流動化法の特定社債・19
 - 5 社 債・19
 - 6 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券・20
 - 7 優先出資法に規定する優先出資証券・20
 - 8 資産流動化法に規定する優先出資証券および新優先出資引受権・20
 - 9 株式および新株予約権・21
 - 10 投信法に規定する投資信託の受益証券および外国投資信託の受益証券・21
 - 11 投信法に規定する投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券（外国投資法人債を含む）・23
 - 12 貸付信託の受益証券・24
 - 13 資産流動化法に規定する特定目的信託の受益証券・25
 - 14 信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券・25
 - 15 コマーシャル・ペーパー・26
 - 16 抵当証券・26
 - 17 外国（国家）または外国の者の発行する次の証券または証書・27
 - 18 外国の者の発行する証券または証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権およびこれに類する権利を表示するもののうち、内閣府令で定めるもの・31

(10) 目 次

- 19 オプションを表示する証券または証書・32
- 20 預託証券（デポジタリー・レシート）・33
- 21 政令指定証券・34
- 22 特定電子記録債権・34
- 23 電子記録移転権利・35
- ❖第3節❖ 第二項有価証券／35
 - 1 一般の信託受益権・35
 - 2 外国の者に対する権利で■1の権利の性質を有するもの・35
 - 3 合同会社の社員権ならびに一定の合同会社および合資会社の社員権・36
 - 4 外国法人の社員権で■3の権利の性質を有するもの・36
 - 5 一定の集团的投資スキーム上の権利（地位）・37
 - 6 外国の法令に基づく権利であって、■5の権利に類するもの（外国集団投資スキーム）・40
 - 7 政令指定権利（学校法人債）・40
 - 8 特定電子記録債権・41

第3章 | デリバティブの定義42

- ❖第1節❖ 規制対象内と対象外のデリバティブ／42
- ❖第2節❖ 概念の整理／43
 - 1 デリバティブ取引・43
 - 2 金融商品・金融指標・45
 - 3 店頭デリバティブ取引・48
 - 4 市場デリバティブ取引・55
 - 5 外国市場デリバティブ取引・57

第 2 編 企業内容等の開示

59

第 1 章 発行市場における開示 60

- ❖ 第 1 節 ❖ 発行市場における開示規制 / 61
 - 1 届出制度の適用範囲（適用除外証券、募集・売出しの意義、届出免除、有価証券通知書の提出）・ 61
細目次・ 61
 - 2 届出の手続・ 186
細目次・ 186
 - 3 組織再編成に伴う届出・ 272
 - 4 発行登録制度・ 300
- ❖ 第 2 節 ❖ 発行市場における取引規制 / 311
 - 1 届出書提出前の取引規制・ 312
 - 2 届出書提出後の取引規制・ 320
 - 3 プロ向け市場における取引規制・ 339
 - 4 外国証券売出しにおける取引規制・ 344

第 2 章 流通市場における開示 347

- ❖ 第 1 節 ❖ 流通市場における開示規制 / 348
 - 1 継続開示義務者・ 348
 - 2 継続開示義務の消滅・免除・ 351
 - 3 報告書の種類・ 356
- ❖ 第 2 節 ❖ 親会社等状況報告書 / 382
- ❖ 第 3 節 ❖ 自己株券買付開示規制 / 384
- ❖ 第 4 節 ❖ プロ向け市場における流通開示 / 385
- ❖ 第 5 節 ❖ 重要情報の公表（フェア・ディスクロージャー・ルール） / 388

(12) 目 次

- 1 規制の新設に至る経緯・388
- 2 重要情報の公表・389
- 3 適用除外・402
- 4 緊急時の公表・404
- 5 実効性の確保・406
- ❖第6節❖ 金融商品取引所の適時開示に関する規制／408
 - 1 金融商品取引所における適時開示義務・408
 - 2 注意喚起制度・410
 - 3 改善報告書・411
 - 4 公表措置、上場契約違約金制度・412
 - 5 有価証券報告書などの提出遅延・虚偽記載などによる上場廃止・412
 - 6 特別注意銘柄の指定・413

第3章 発行開示・流通開示の実効性確保……………417

- ❖第1節❖ 発行開示・流通開示の実効性確保の必要性／418
- ❖第2節❖ 民事責任／418
 - 1 発行開示における民事責任・418
 - 2 流通開示における民事責任・434
 - 3 プロ向け市場での情報提供に係る民事責任・444
 - 4 外国証券売出しにおける情報提供に係る民事責任・447
- ❖第3節❖ 行政処分／448
 - 1 発行開示における行政処分・448
 - 2 流通開示における行政処分・453
- ❖第4節❖ 刑事責任／454
 - 1 虚偽記載のある有価証券届出書などの提出に対する罰則・454
 - 2 無届出の募集・売出しなどに対する罰則・456
 - 3 有価証券報告書などの不提出に対する罰則・457

- 4 有価証券届出書などの虚偽の写しの提出などに対する罰則・458
- 5 目論見書に関する罰則・459
- 6 その他の罰則・460
- 7 両罰規定・462
- 8 発行者が会社以外の者である場合の罰則規定・462
- ❖第5節❖ 課 徴 金／463
 - 1 発行開示における虚偽記載など・463
 - 2 継続開示における虚偽記載・465
 - 3 届出前の勧誘・効力発生前の取引・既開示有価証券の売出しにおける目論見書の不交付・467
 - 4 継続開示書類の不提出・468
 - 5 プロ向け市場に関する課徴金納付命令・469
 - 6 虚偽開示書類等の提出等に加担する行為・471

第4章 | 開示用電子情報処理組織による手続……………476

- ❖第1節❖ 電子開示手続・任意電子開示手続／476
- ❖第2節❖ 金融商品取引所・認可金融商品取引業協会への通知／478
- ❖第3節❖ 公衆縦覧／480
- ❖第4節❖ EDINET における XBRL の導入／481
- ❖第5節❖ 目論見書などの電磁的方法による提供／482

第5章 | 委任状勧誘規制……………487

- ❖第1節❖ 委任状勧誘規制の趣旨および適用場面／487
 - 1 委任状勧誘規制の趣旨・487
 - 2 会社法上の書面投票制度との関係・487
 - 3 「勧誘」の意義・488
 - 4 適用除外・491

(14) 目 次

- ❖ 第2節❖ 委任状用紙・参考書類の交付／491
 - 1 概 要・491
 - 2 交付の方法・時期・492
 - 3 委任状用紙・参考書類の記載事項・494
 - 4 そ の 他・498
- ❖ 第3節❖ 委任状用紙・参考書類の提出／499
- ❖ 第4節❖ 委任状勧誘規制違反の効果／499
 - 1 罰則など・499
 - 2 株主総会決議の効力・500

第 3 編 公開買付けに関する開示 501

第1章 概 要502

- ❖ 第1節❖ 公開買付制度の意義／502
- ❖ 第2節❖ 公開買付制度の沿革／503

第2章 公開買付規制の適用範囲505

- ❖ 第1節❖ 公開買付規制の対象となる有価証券／506
- ❖ 第2節❖ 「買付け等」の意義／508
 - 1 概 要・508
 - 2 株券等の間接的な取得・511
- ❖ 第3節❖ 公開買付規制の適用事由／513
 - 1 特定市場外買付け等で株券等所有割合が5%を超える場合（5%ルール）・515
 - 2 株券等所有割合が30%を超える場合（30%ルール）・517
 - 3 僅少な買付け等・517
 - 4 令和8年5月1日施行の金商法等改正で廃止された規制・519

- ❖第4節❖ 公開買付規制の適用除外となる買付け等
(適用除外買付け等) / 521
 - 1 権利行使型・522
 - 2 グループ内取引型・523
 - 3 実質的価値判断から適用除外とされている類型・525
 - 4 その他・532
- ❖第5節❖ 特別関係者 / 533
 - 1 形式的特別関係者・534
 - 2 実質的特別関係者・537
- ❖第6節❖ 株券等所有割合 / 538

第3章 | 公開買付けにおける開示規制542

- ❖第1節❖ 手続の概要 / 543
- ❖第2節❖ 公開買付開始公告・公開買付届出書・公開買付
説明書 / 545
 - 1 公開買付開始公告・545
 - 2 公開買付届出書・548
 - 3 公開買付説明書・571
- ❖第3節❖ 意見表明報告書・対質問回答報告書 / 573
 - 1 意見表明報告書・573
 - 2 対質問回答報告書・584
- ❖第4節❖ 公開買付けの結果に係る開示 / 587
 - 1 公開買付け結果の公告または公表・587
 - 2 公開買付報告書・588
 - 3 買付け等の通知書・590

第4章 | 公開買付けにおける実体的規制592

- ❖第1節❖ 概 要 / 592

(16) 目 次

- ❖第2節❖ 買付条件等／ 593
 - 1 買付価格・593
 - 2 買付期間・613
 - 3 買付予定株式数・616
 - 4 応募の方法・623
- ❖第3節❖ 買付条件等の変更／ 623
 - 1 許されない買付条件等の変更・623
 - 2 許される買付条件等の変更・624
 - 3 買付条件等の変更の手続・624
- ❖第4節❖ 公開買付けの撤回／ 626
 - 1 概 要・626
 - 2 公開買付けの撤回事由・626
 - 3 公開買付け撤回の手続・634
 - 4 刑 事 罰・635
- ❖第5節❖ 買付けおよび決済の方法／ 636
 - 1 公開買付事務代理人および公開買付代理人・636
 - 2 買付けおよび決済の方法に関する規制・638
- ❖第6節❖ 応募株主等による契約の解除／ 638

第5章 | 公開買付規制の実効性確保……………640

- ❖第1節❖ 民事責任／ 640
 - 1 公開買付届出書・訂正届出書の提出前勧誘などの禁止違反、公開買付説明書の交付義務違反・641
 - 2 別途買付けの禁止違反・641
 - 3 買付条件等によらない決済・642
 - 4 虚偽記載などのある公開買付説明書その他の表示を使用した者の賠償責任・642
 - 5 虚偽記載などのある公開買付開始公告などを行った者などの賠償責任・643

- 6 消滅時効・643
- ❖第2節❖ 内閣総理大臣の権限／644
 - 1 公開買付届出書等の受理・訂正命令・644
 - 2 報告・資料提出命令および検査・644
 - 3 課徴金調査・645
- ❖第3節❖ 課徴金／646
- ❖第4節❖ 刑事罰／647

第6章 発行者による上場株券等の公開買付け……………649

- ❖第1節❖ 発行者以外の者による公開買付けとの差異／649
 - 1 公開買付けの対象・649
 - 2 その他の差異・650
- ❖第2節❖ 重要事実の公表・通知／651
 - 1 重要事実の公表・通知・651
 - 2 公表の方法・652
 - 3 公開買付期間の延長・652
 - 4 損害賠償・653
 - 5 罰則・653

第4編 株券等の大量保有の状況に関する開示 655

第1章 大量保有の状況に関する開示の概要……………656

第2章 大量保有報告書の提出義務……………660

- ❖第1節❖ 対象となる有価証券／660
 - 1 上場または店頭登録・660

(18) 目 次

- 2 株券関連有価証券・661
- 3 株 券 等・662
- 4 適用除外・665
- ❖第2節❖ 保 有 者／666
 - 1 保 有 者・667
 - 2 共同保有者・672
 - 3 ファンドによる保有に関する論点・681
- ❖第3節❖ 株券等保有割合／683
 - 1 計算方法の概要・683
 - 2 分母および分子に共通する事項・684
 - 3 分母の計算・687
 - 4 分子の計算・689
- ❖第4節❖ 除外規定／691
- ❖第5節❖ 記載事項・提出期限・提出先・添付書面／692
 - 1 提出期限・692
 - 2 提 出 先・693
 - 3 添付書面・694

第3章 | 変更報告書の提出義務……………696

- ❖第1節❖ 株券等保有割合の増減／696
- ❖第2節❖ 重要な事項の変更／697
- ❖第3節❖ 提出期限・提出先・添付書面／698

第4章 | 大量保有報告書・変更報告書における開示内容…700

- ❖第1節❖ 開示内容／700
- ❖第2節❖ 短期大量譲渡に関する開示／704

第5章 | 特例報告……………707

- ❖第1節❖ 概要／707
- ❖第2節❖ 特例報告を利用できる者（特例対象株券等）／708
- ❖第3節❖ 特例報告の対象となる株券等保有割合／709
- ❖第4節❖ 基準日／710
- ❖第5節❖ 重要提案行為等／710
 - 1 重要提案行為等の内容・710
 - 2 重要提案行為等と大量保有報告書等の提出日・713
- ❖第6節❖ 特例報告における開示事項／714

第6章 大量保有報告書等の公衆縦覧……………715

第7章 大量保有報告書による開示の実効性を確保するための制度……………717

- ❖第1節❖ 訂正報告書の自発的提出／717
- ❖第2節❖ 訂正報告書の提出命令・提出者等に対する報告の徴取および検査／718
- ❖第3節❖ 課徴金／719
- ❖第4節❖ 民事法上の効果／721
- ❖第5節❖ 刑事罰／722
- ❖第6節❖ 内閣総理大臣の権限の委任／723

第5編 業規制……………725

第1章 金融商品取引業の定義……………726

- ❖第1節❖ 概要／726
- ❖第2節❖ 「業として」の解釈／726
- ❖第3節❖ 行為類型／728
 - 1 第一種金融商品取引業・728

(20) 目 次

- 2 第二種金融商品取引業・738
- 3 投資助言・代理業・743
- 4 投資運用業・745
- ❖第4節❖ 金融商品取引業から除かれる行為／747
 - 1 金融商品取引業全般・748
 - 2 各行為類型から除外される行為・748

第2章 | 金融商品取引業の参入規制757

- ❖第1節❖ 金融商品取引業の登録／757
 - 1 総 論・757
 - 2 登録申請手続・758
 - 3 登録拒否要件・768
 - 4 変更登録など・788
- ❖第2節❖ その他／789
 - 1 商号規制・789
 - 2 役職員の兼職規制・790

第3章 | 金融商品取引業者の業務範囲（兼業規制）793

- ❖第1節❖ 総 論／793
 - 1 第一種金融商品取引業または投資運用業を行う金融商品取引業者・793
 - 2 第二種金融商品取引業または投資助言・代理業のみを行う金融商品取引業者・794
- ❖第2節❖ 付随業務／795
- ❖第3節❖ 届出業務／797
 - 1 届出業務の範囲・797
 - 2 届出の手続・800
- ❖第4節❖ 承認業務／800

第4章 | 登録金融機関801

- ❖ 第1節❖ 銀・証分離 / 801
 - 1 有価証券関連業・801
 - 2 投資運用業・805
- ❖ 第2節❖ 有価証券関連業・投資運用業以外の登録金融機関業務 / 806
- ❖ 第3節❖ 登録金融機関業務の登録 / 807
 - 1 金融商品取引業の登録との共通点・807
 - 2 金融商品取引業の登録との相違点・808
- ❖ 第4節❖ 特定金融商品取引業務 / 808

第5章 | 外国業者に関する特例811

- ❖ 第1節❖ 外国証券業者 / 811
 - 1 有価証券関連業に該当する行為の原則禁止・811
 - 2 第一の例外（58条の2ただし書）・812
 - 3 第二の例外（引受業務・取引所取引業務）・813
 - 4 電子店頭デリバティブ取引等業務・815
- ❖ 第2節❖ 外国において投資助言業務・投資運用業を行う者 / 815
- ❖ 第3節❖ 駐在員事務所など / 817

第6章 | ファンド規制818

- ❖ 第1節❖ 概 要 / 818
- ❖ 第2節❖ 自己募集規制 / 820
 - 1 自己募集規制の対象となる有価証券・820
 - 2 自己募集規制の対象となる「発行者」・821
 - 3 規制対象となる行為・822
- ❖ 第3節❖ 自己運用規制 / 823

(22) 目 次

- 1 自己運用規制の概要・823
- 2 自己運用規制の対象となるファンド持分・824
- ❖第4節❖ 適格機関投資家等特例業務および海外投資家等特例業務／825
 - 1 適格機関投資家等特例業務の範囲・826
 - 2 適格機関投資家等特例業務の届出・835
 - 3 適格機関投資家等特例業務を行わないこととなった場合・836
 - 4 適用される行為規制等・837
 - 5 監督上の処分・839
 - 6 報告徴取・検査・840
 - 7 裁判所の禁止・停止命令・840
 - 8 罰 則・841
 - 9 海外投資家等特例業務・841
- ❖第5節❖ その他自己募集・自己運用業に係る業規制の特例／843
 - 1 運営者が運用権限の全部を第三者に委託する場合・843
 - 2 親ファンドの運営者による形式的な自己運用行為・843
 - 3 不動産流動化におけるダブル TK スキームの子ファンドスキームの運営者による自己運用行為・844
 - 4 外国集団投資スキーム持分・845
 - 5 証取法等改正法附則48条の届出をしたファンド運営者・846
- ❖第6節❖ その他のファンドに係る規制／847

第7章 | 外 務 員848

第8章 | 金融商品仲介業者850

- ❖第1節❖ 金融商品仲介業とは／850
- ❖第2節❖ 金融商品仲介業者の業務／851
 - 1 総 論・851

- 2 金融商品仲介業者の禁止行為・852
- 3 所属金融商品取引業者等の賠償責任・853
- ❖ 第3節❖ 金融商品仲介業者の登録／853
 - 1 金融商品取引業、登録金融機関業務の登録との共通点・853
 - 2 金融商品取引業の登録との相違点・854

第9章 投資運用関係業務受託業者……………855

- ❖ 第1節❖ 投資運用関係業務、投資運用関係業務受託業とは／855
- ❖ 第2節❖ 投資運用関係業務受託業者の登録／856
- ❖ 第3節❖ 投資運用関係業務受託業者の規制／856
 - 1 総 論・856
 - 2 投資運用関係業務の再委託の禁止・857
 - 3 監 督・858

第10章 経 理……………859

- ❖ 第1節❖ 第一種金融商品取引業を行う金融商品取引業者に
関する経理／859
 - 1 事業年度に関する規制・859
 - 2 帳簿書類、事業報告書など・859
 - 3 金融商品取引責任準備金・860
 - 4 自己資本規制比率・861
- ❖ 第2節❖ 第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者
および金融商品仲介業者に関する経理／861
- ❖ 第3節❖ 登録金融機関に関する経理／862
- ❖ 第4節❖ 外国法人等に対する特例／863
 - 1 第一種金融商品取引業者・863
 - 2 第一種金融商品取引業を行わない金融商品取引業者および
登録金融機関・863

第11章 | 特別金融商品取引業者等に関する特則864

❖ 第1節❖ 連結規制・監督の枠組み / 864

❖ 第2節❖ 川下連結など / 865

- 1 特別金融商品取引業者の届出・865
- 2 親会社グループのモニタリング・865
- 3 川下連結・866

❖ 第3節❖ 川上連結 / 867

- 1 指定親会社の指定・867
- 2 川上連結の内容・867

第 6 編

**金融商品取引業者に係る行為
規制等**

869

第1章 | 特定投資家制度870

❖ 第1節❖ 総 論 / 870

- 1 特定投資家制度の概要・870
- 2 特定投資家制度の適用を受ける行為主体・相手方・871
- 3 特定投資家制度と業者の自主的対応の関係・872

❖ 第2節❖ 投資家の区分 / 872

- 1 総 論・872
- 2 特定投資家（一般投資家に移行不可能）・873
- 3 特定投資家（一般投資家に移行可能）・873
- 4 一般投資家（特定投資家に移行可能）・874
- 5 一般投資家（特定投資家に移行不可能）・876

❖ 第3節❖ 投資家の区分間の移行 / 876

- 1 総 論・876
- 2 契約の種類・877

- 3 移行手続（アマ成り）・877
- 4 移行手続（法人のプロ成り）・879
- 5 移行手続（個人のプロ成り）・879
- 6 移行の効果（アマ成り）・880
- 7 移行の効果（プロ成り）・881
- ❖ 第4節❖ 行為規制の適用除外／883
 - 1 適用除外される行為規制・883
 - 2 適用除外の要件・884

第2章 | 金融商品取引業者の広告等の規制885

- ❖ 第1節❖ 広告等規制の規制対象／885
 - 1 広告および広告類似行為・885
 - 2 金融商品取引業の内容・886
 - 3 多数の者に対する同様の内容の情報提供・887
- ❖ 第2節❖ 広告等に該当する場合の表示事項に関する規制／888
 - 1 法定記載事項・888
 - 2 その他の表示に関する規制・889
 - 3 広告等には該当するがその特性が勘案されるもの・891

第3章 | 説明義務等892

- ❖ 第1節❖ 適合性原則／893
 - 1 概 要・893
 - 2 「狭義の適合性原則」と「広義の適合性原則」・893
 - 3 適合性原則と「勧誘」・895
 - 4 「適合性原則」に関する従来の考え方と現行規定の考え方・897
 - 5 適合性原則違反の効果・901
 - 6 顧客から情報開示を拒まれ適合性の確認ができない場合・902

(26) 目 次

- 7 仲介・窓販における適合性原則・903
- ❖ 第2節❖ 契約締結前の情報提供／904
 - 1 概 要・904
 - 2 情報提供義務の主体と情報提供の相手方・905
 - 3 契約締結前の情報提供を行うべき場面・911
 - 4 情報提供義務の例外および情報提供する事項を省略することが可能な場合の特例・914
 - 5 届出を要する場合・920
 - 6 契約締結前の情報提供の方法・921
 - 7 契約締結前交付書面の記載方法・923
 - 8 契約締結前に情報提供すべき事項（共通事項）・924
 - 9 契約締結前交付書面に記載すべき事項（特則）・931
- ❖ 第3節❖ 顧客に対する説明義務／934
 - 1 概 要・934
 - 2 実質的説明義務の内容・935
 - 3 裁判例の傾向・937
 - 4 実質的説明義務違反の法的効果・942
 - 5 非対面取引（インターネット取引、ATM、電話取引）と説明義務・943
 - 6 投資信託の勧誘における説明の留意点・944
- ❖ 第4節❖ 契約締結時等の情報提供／946
 - 1 契約締結時交付書面・取引残高報告書・商品ファンド運用状況報告書の交付等に関する共通事項・947
 - 2 契約締結時等交付書面の記載事項・952
 - 3 投資信託契約・外国投資信託契約の解約、投資口の払戻しに関する情報提供・958
 - 4 取引残高報告書に記載すべき事項の提供・959
 - 5 取引残高報告書の記載事項・961
 - 6 商品ファンド運用状況報告書・963

第4章 各種禁止行為964

❖ 第1節❖ 勧誘などに関する禁止行為 / 964

- 1 概 要・964
- 2 虚偽告知の禁止・965
- 3 断定的判断の提供、确实であると誤解させるおそれのあることの告知による勧誘の禁止・965
- 4 無登録業者の格付を利用した勧誘の制限・966
- 5 不招請勧誘の禁止・967
- 6 顧客の勧誘受諾意思確認義務および再勧誘の禁止・968
- 7 正当な根拠を有しない算出基礎情報の提供の禁止・969
- 8 無登録者等からの高速取引行為の受託の禁止・970
- 9 内閣府令で定める禁止行為・971

❖ 第2節❖ 損失補填の禁止 / 981

- 1 概 要・981
- 2 金融商品取引業者等による損失補填に係る禁止行為・981
- 3 顧客による禁止行為・984
- 4 適用除外規定・985

❖ 第3節❖ その他業務の運営の状況が公益に反し、または投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるものの禁止 / 987

- 1 概 要・987
- 2 適切な審査を行わずに有価証券の元引受けを行う状況の禁止・987
- 3 法人関係情報に係る不公正取引を防止する措置を講じていない状況・987
- 4 他の業者との情報共有の制限・988
- 5 部門間での情報共有の制限・989
- 6 通貨関連デリバティブ取引および暗号資産等関連デリバティブ取引に係るロスカット・ルールの整備・遵守等・990
- 7 特定店頭オプション取引の商品設計等に係る規制・991

(28) 目 次

- 8 公募増資時の空売り規制に関する顧客への通知・991
- 9 平成23年金商法改正により追加された規制・992
- 10 AIJ 事案に関連して導入された投資一任業者の行為規制・992
- 11 非清算店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制・993
- 12 適格機関投資家等特例業務が適切に実施されていないと認められる状況・993

第5章 | **その他**995

- ❖ 第1節❖ 最善利益義務を含む誠実・公正義務、利益相反管理体制の整備、業務管理体制の整備／995
 - 1 最善利益義務を含む誠実・公正義務・995
 - 2 利益相反管理体制の整備・998
 - 3 業務管理体制の整備・1000
- ❖ 第2節❖ 標識揭示義務／1001
- ❖ 第3節❖ 名義貸しの禁止／1002
- ❖ 第4節❖ 社債の管理の禁止など／1003
- ❖ 第5節❖ 取引態様の事前明示義務／1003
- ❖ 第6節❖ 保証金の受領に関する書面交付義務／1004
- ❖ 第7節❖ 最良執行義務／1004
 - 1 概要・1004
 - 2 最良執行方針等の作成義務・1005
 - 3 最良執行方針等の公表義務・1006
 - 4 最良執行方針等に従った注文の執行義務・1007
 - 5 最良執行方針等に係る情報提供義務・1007
 - 6 最良執行方針等に従って執行された旨の説明その他の内閣府令で定める事項に係る情報提供義務（最良執行説明書）・1008
- ❖ 第8節❖ 分別管理が確保されていない場合、金銭の流用が行われている場合の売買、募集などの禁止／1009
 - 1 分別管理が確保されていない場合の売買などの禁止・1009

- 2 金銭の流用が行われている場合の募集などの禁止・1009
- 3 貸付事業等権利に係る出資対象事業の状況に係る情報の提供が確保されていない場合の売買等の禁止・1010
- ❖ 第9節❖ 特定投資家向け有価証券の売買等の制限／1010
- ❖ 第10節❖ 特定投資家向け有価証券に関する告知義務／1011
 - 1 特定投資家向け有価証券の売付けなどに関する告知義務・1011
 - 2 特定投資家向け有価証券取引契約に関する告知、書面交付義務・1012
- ❖ 第11節❖ 指定紛争解決機関との契約締結義務など（金融 ADR 制度）／1014
- ❖ 第12節❖ のみ行為の禁止／1015
- ❖ 第13節❖ 店頭デリバティブ取引に関する電子情報処理組織の使用義務等／1016

第6章 | 各業務に関する特則1017

- ❖ 第1節❖ 投資運用業に関する行為規制の特則／1017
 - 1 忠実義務・善管注意義務・1017
 - 2 禁止行為・1018
 - 3 運用権限の委託・1032
 - 4 分別管理義務・1035
 - 5 金銭などの受入れなどの禁止、金銭などの貸付けなどの禁止・1035
 - 6 運用状況に係る情報の提供義務（運用報告書の交付）・1036
- ❖ 第2節❖ 投資助言業務に関する行為規制の特則／1038
 - 1 忠実義務・善管注意義務・1038
 - 2 禁止行為・1038
 - 3 有価証券の売買等の禁止・1040
 - 4 金銭等の受入れ等の禁止、金銭等の貸付け等の禁止・1040
- ❖ 第3節❖ 有価証券等管理業務に関する行為規制の特則／1041

(30) 目 次

- 1 善管注意義務・1041
- 2 分別管理義務・1041
- 3 顧客の有価証券を担保に供する行為等の制限・1043
- ❖ 第4節❖ 電子募集業務および電子募集取扱業務に関する特別
・1043
- ❖ 第5節❖ 暗号等資産関連業務に関する特別・1044

第7章 | 弊害防止措置1045

- ❖ 第1節❖ 二以上の種別の業務を行う場合に係る禁止行為
およびその他業務に係る禁止行為 / 1045
 - 1 第一種または第二種金融商品取引業を行う者が投資助言業
または投資運用業を行う場合の禁止行為・1045
 - 2 金融商品取引業者がその他の業務を行う場合の禁止行為・1049
 - 3 登録金融機関が登録金融機関業務以外の業務を行う場合の
禁止行為・1053
- ❖ 第2節❖ 親法人等・子法人等が関与する行為の制限 / 1056
 - 1 概 要・1056
 - 2 金融商品取引業者の親法人等または子法人等が関与する行為
として禁止される行為・1056
 - 3 登録金融機関の親法人等または子法人等が関与する行為と
して禁止される行為・1067
- ❖ 第3節❖ 引受人の信用供与の制限 / 1069

第8章 | 銀行法、保険業法、信託業法などにおける準用 ...1070

- ❖ 第1節❖ 概 要 / 1070
 - 1 基本的考え方・1070
 - 2 準用される行為規制・1071
- ❖ 第2節❖ 投資性の強い預金（特定預金等） / 1073
 - 1 概 要・1073
 - 2 行為規制が準用される主体・1074

- 3 広告等の規制の準用・1075
- 4 契約締結前の情報の提供等の義務の準用・1077
- 5 契約締結時等の情報提供義務の準用・1082
- 6 書面等による解除（クーリング・オフ）の準用・1083
- 7 禁止行為の準用・1083
- 8 損失補填などの禁止の準用・1084
- 9 適合性の原則などの準用・1085
- 10 特定投資家制度の準用・1085
- ❖ 第3節❖ 投資性の強い保険（特定保険契約）／1087
 - 1 概 要・1087
 - 2 行為規制が準用される主体・1088
 - 3 広告等規制の準用・1088
 - 4 契約締結前の情報の提供等の義務の準用・1090
 - 5 契約締結時等の情報提供義務の準用・1093
 - 6 書面等による解除（クーリング・オフ）の不準用・1094
 - 7 禁止行為の準用・1094
 - 8 損失補填などの禁止の準用・1095
 - 9 適合性の原則などの準用・1095
 - 10 特定投資家制度の準用・1096
- ❖ 第4節❖ 投資性の強い信託（特定信託契約）／1097
 - 1 概 要・1097
 - 2 行為規制が準用される主体・1099
 - 3 広告等の規制の準用・1099
 - 4 契約締結前の情報の提供等の義務の準用・1100
 - 5 契約締結時等の情報提供義務の不準用・1104
 - 6 書面等による解除（クーリング・オフ）の準用・1105
 - 7 禁止行為の準用・1105

(32) 目 次

- 8 損失補填などの禁止の準用・1106
- 9 適合性の原則などの不準用・1106
- 10 特定投資家制度の準用・1107
- ❖第5節❖ その他の法律における準用など／1107
 - 1 商品先物取引法・1107
 - 2 不動産特定共同事業法・1108
 - 3 商品ファンド法・1109
 - 4 宅建業法・1110

第 7 編 信用格付業者

1113

- ❖第1節❖ 規制の概要／1114
- ❖第2節❖ 登録制／1115
 - 1 概 要・1115
 - 2 外国法人が付与する信用格付と規制の適用範囲・1116
- ❖第3節❖ 行為規制・監督／1116

第 8 編 金融商品取引業協会

1119

第 1 章 金融商品取引業協会……………1120

- ❖第1節❖ 総 論／1120
 - 1 自主規制機関の概念の統合・1120
 - 2 自主規制機関の法的性格・1121
 - 3 自主規制機関の機能・1121
- ❖第2節❖ 金融商品取引業協会の設立／1122
- ❖第3節❖ 金融商品取引業協会の構成員／1123
 - 1 構成員の資格・1123
 - 2 構成員の加入義務・1123

❖ 第4節❖ 業務の委託 / 1123

第2章 | 認定投資者保護団体1126

- ❖ 第1節❖ 総論 / 1126
- ❖ 第2節❖ 設立・認定 / 1127
- ❖ 第3節❖ 対象事業者 / 1127
- ❖ 第4節❖ 認定団体の業務 / 1128
 - 1 認定業務 / 1128
 - 2 兼業業務 / 1128
 - 3 その他 / 1129

第9編 金融商品取引所・外国金融商品取引所 1131

第1章 | 金融商品取引所1132

- ❖ 第1節❖ 金融商品取引所の開業・運営に関する規制 / 1133
 - 1 取引所金融商品市場の開設に係る規制 / 1133
 - 2 取引所金融商品市場の運営に係る規制 / 1139
- ❖ 第2節❖ 金融商品取引所の組織 / 1146
 - 1 金融商品取引所の組織形態 / 1146
 - 2 金融商品会員制法人 / 1146
 - 3 自主規制法人 / 1147
 - 4 取引所金融商品市場を開設する株式会社および金融商品取引所持株会社 / 1148
 - 5 金融商品取引所の組織変更・解散・合併 / 1151

第2章 | 外国金融商品取引所1155

- 1 外国金融商品取引所入出力装置の国内設置に係る規制 / 1155

- 2 監 督・1156

第 10 編 金融商品取引清算機関等・取引情報蓄積機関等 1157

- ❖ 第 1 節 ❖ 金融商品取引清算機関の業務／1158
- ❖ 第 2 節 ❖ 金融商品取引清算機関の規制／1160
 - 1 清算集中義務・1161
 - 2 取引情報保存・報告制度・1163

第 11 編 特定金融指標算出者 1165

- ❖ 第 1 節 ❖ 規制の新設に至る経緯／1166
- ❖ 第 2 節 ❖ 特定金融指標／1166
- ❖ 第 3 節 ❖ 特定金融指標算出者の指定／1167
- ❖ 第 4 節 ❖ 特定金融指標算出者に対する規制／1167
- ❖ 第 5 節 ❖ 情報提供者／1168

第 12 編 証券金融会社 1169

- ❖ 第 1 節 ❖ 証券金融会社の業務／1170
- ❖ 第 2 節 ❖ 証券金融会社の規制／1170

第 13 編 有価証券の取引等に関する規制 1173

第 1 章 内部者取引規制……………1174

- ❖ 第 1 節 ❖ 会社関係者などによる内部者取引／1175
 - 1 総 論・1175
 - 2 規制の対象者・1180

- 3 重要事実・1192
- 4 重要事実の公表・1244
- 5 規制対象の有価証券・取引・1248
- 6 適用除外・1254
- 7 内部者取引に関する責任・1282
- ❖第2節❖ 公開買付者等関係者による内部者取引／1289
 - 1 総 論・1289
 - 2 規制の対象者・1291
 - 3 公開買付け等事実・1296
 - 4 公開買付け等事実の公表・1300
 - 5 規制の対象行為・1307
 - 6 適用除外・1310
 - 7 内部者取引に関する責任・1321
- ❖第3節❖ 会社関係者・公開買付等関係者の情報伝達・取引推奨行為／1326
 - 1 総 論・1326
 - 2 規制の対象者・1327
 - 3 規制の対象行為・1328
 - 4 情報伝達・取引推奨行為に対する責任・1332
- ❖第4節❖ 内部者取引の未然防止のための制度と役員・主要株主などの取引規制／1339
 - 1 概 要・1339
 - 2 役員・主要株主の売買報告書の提出義務・1341
 - 3 役員・主要株主の短期売買利益の提供義務・1344
 - 4 役員・主要株主による空売りに関する規制・1347
 - 5 特定組合等の短期売買・空売りに関する規制・1348
 - 6 罰 則・1352

第2章 | 相場操縦規制1353

- ❖ 第1節❖ 相場操縦 / 1253
 - 1 仮装取引・馴合い取引による相場操縦・1355
 - 2 現実の取引による相場操縦・1357
 - 3 不実の表示などによる相場操縦・1360
 - 4 見せ玉・1361
- ❖ 第2節❖ 風説の流布 / 1362
- ❖ 第3節❖ 安定操作取引 / 1366
 - 1 許容される安定操作取引の目的・1369
 - 2 安定操作取引を行うことができる者・1369
 - 3 安定操作期間・1370
 - 4 安定操作取引価格・1371
 - 5 安定操作取引の開示・1372
- ❖ 第4節❖ 自己株式取得に係る規制 / 1374
- ❖ 第5節❖ 空売り・逆指値注文 / 1377
- ❖ 第6節❖ 相場操縦などに関する責任 / 1379
 - 1 罰 則・1379
 - 2 課 徴 金・1381
 - 3 民事責任・1386

第3章 | その他の不公正取引規制1387

- ❖ 第1節❖ 不正行為の禁止 / 1388
 - 1 不正の手段・計画・技巧・1388
 - 2 不実の表示による財産の取得、虚偽の相場の利用・1390
 - 3 暗号資産の取引などに関する不正行為の禁止・1391
 - 4 刑事責任・民事責任・1392
- ❖ 第2節❖ 自己計算取引・過当数量取引の制限 / 1393

- ❖第3節❖ 信用取引などにおける金銭の預託／1394
- ❖第4節❖ 虚偽公示・虚偽文書の禁止／1394
- ❖第5節❖ 証券記事などの制限／1396
- ❖第6節❖ 勧誘における一定の表示の禁止／1397
 - 1 有利買付けなどの表示の禁止・1397
 - 2 一定の配当などの表示の禁止・1399
- ❖第7節❖ 無登録業者による未公開有価証券の売付け等の効果／1400

第14編 金融商品取引業者等の監督と投資者保護 1405

第1章 金融庁と証券取引等監視委員会……………1406

- ❖第1節❖ 金融庁と証券監視委の組織／1406
- ❖第2節❖ 金融庁と証券監視委の権限／1407
 - 1 検査・調査に関する権限・1407
 - 2 検査・調査結果に基づく処理・1413
 - 3 不服申立て・1416

第2章 監督上の処分等……………1417

- ❖第1節❖ 概要／1417
- ❖第2節❖ 金融商品取引業者に対する監督上の処分／1418
 - 1 金融商品取引業者に対する処分・1418
 - 2 登録金融機関に対する処分・1420
 - 3 法令違反行為を行った者の氏名等の公表・1420
- ❖第3節❖ 監督上の処分の手続／1421
- ❖第4節❖ 行政処分の発動基準／1422

❖第5節❖ 不服申立て／1423

第3章 | 課徴金制度1424

❖第1節❖ 課徴金制度の趣旨と導入の経緯／1424

■1 課徴金の法的性格・1424

■2 課徴金制度の改正・1425

❖第2節❖ 課徴金の対象・賦課手続／1426

■1 課徴金制度の対象範囲・1426

■2 課徴金の賦課手続・不服申立制度・1436

■3 再度の違反による課徴金の加算・1437

■4 早期申告による課徴金の減算・1438

■5 没収・追徴との調整・1438

■6 複数の課徴金が課される場合の調整・1439

第4章 | 投資者保護基金1440

❖第1節❖ 投資者保護基金制度／1440

❖第2節❖ 投資者保護基金の業務／1441

■1 補償対象債権の支払い・1441

■2 返済資金融資・1442

■3 一般顧客の債権の保全・1442

索引・1444

執筆者紹介・1452